

○藤岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱

令和5年3月31日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する藤岡市犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為により死亡すること又は重傷病(負傷又は疾病であって、その療養に要する期間が1月以上であると医師に診断されたものをいう。以下同じ。)を受けることをいう。ただし、警察が被害届を受理するなど犯罪被害を認定した場合に限る。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた時に市内に住所を有する者をいう。
- (4) 犯罪被害者遺族 犯罪被害者の遺族であって、犯罪被害者が犯罪被害を受けた時に市内に住所を有するものをいう。

(見舞金の種類及び支給額)

第3条 見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 一事件につき30万円
- (2) 重傷病見舞金 一事件につき10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金とする。

(見舞金の支給の対象)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する犯罪被害者遺族に遺族見舞金を支給する。

- (1) 犯罪被害者の配偶者又は犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(子にあっては、縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者
- 2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者(前項各号に掲げる者に限る。)を決定した場合は、その代表者を第一順位の遺族とすることができる。
- 3 前項の場合においては、遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族の1人に対して行った遺族見舞金の支給は、全員に対してなされたものとみなす。
- 4 市長は、犯罪被害者に重傷病見舞金を支給する。ただし、犯罪被害者が、未成年者又は当該犯罪被害による重傷病等により申請が困難と認められる場合は、第1項各号のいずれかに該当する者が、犯罪被害者の代理として申請することができる。

(支給の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は犯罪被害者遺族が他の地方公共団体から見舞金と同種の支給を受けている場合
- (2) 犯罪行為が行われた場合において、犯罪被害者又は第4条第2項に規定する第一順位の遺族と加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)があるとき。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合については、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は犯罪被害者遺族への、当該犯罪行為の教唆若しくはほう助、過度の暴力若しくは脅迫又は重大な侮辱その他の当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為であつて、その責めに帰すべきものがあつた場合
- (4) 犯罪被害者又は犯罪被害者遺族が藤岡市暴力団排除条例(平成23年条例第38号)第2条第3号に規定する暴力団員等である場合
- (5) 犯罪被害者又はその家族若しくは遺族が自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97

号)第16条第1項(同法第23条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定により損害賠償額の支払の請求ができるときその他の賠償責任保険等によって損害が補填される場合

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、見舞金を支給することが社会通念上適切ではないと認められる場合

(支給申請)

第6条 遺族見舞金の支給を受けようとする者(以下「遺族見舞金申請者」という。)は、犯罪被害者等遺族見舞金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者及び遺族見舞金申請者の住所を証明できる書類
- (2) 犯罪被害者と遺族見舞金申請者との続柄を証する戸籍謄本又は抄本その他地方公共団体の長が発行する証明書
- (3) 犯罪被害者が遺族見舞金申請者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様な事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等重傷病見舞金支給申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の住所を証明できる書類
- (2) 犯罪被害による重傷病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請期限)

第7条 前条の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年以内に行わなければならない。ただし、2年以内に申請を行わないことについて、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(支給決定)

第8条 市長は、第7条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定して、犯罪被害者等見舞金支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(請求及び支給)

第9条 前条の規定による見舞金の支給の決定を受けた者は、犯罪被害者等見舞金請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に、当該請求に係る見舞金を支給するものとする。

(支給決定の取消し等)

第10条 市長は、第7条第1項又は第2項の規定による申請を行った者が、見舞金の支給を受ける資格がないと判明したとき又は偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、当該見舞金を返還させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表）

犯罪被害者等遺族見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先） 藤岡市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号
被害者との続柄

遺族見舞金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

犯罪被害者	フリガナ 氏名		
	生年月日	年 月 日生	
	被害当時の住所		
	死亡年月日	年 月 日	
被害の概要	罪名 ※不明の場合は記載不要		
	受けた犯罪行為の内容		
	被害年月日	年 月 日	
	被害場所		
	事件捜査担当警察署	警察署	
	被害届	受理番号等 ※わかる方は記入	
		被害届提出日	年 月 日
他の地方公共団体からの見舞金と同種の支給の有無		有 ・ 無	
犯罪被害者と加害者との家族関係の有無		有 ・ 無	
犯罪被害者等による犯罪被害行為誘発等の有無		有 ・ 無	

(裏)

2 添付書類（次のうち必要なもの）

添付	必要書類	確認
☐	犯罪行為が行われた時における犯罪被害者及び遺族見舞金申請者の住所を証明できる書類	☐
☐	犯罪被害者と遺族見舞金申請者との続柄を証する戸籍謄本又は抄本その他地方公共団体の長が発行する証明書	☐
☐	犯罪被害者が遺族見舞金申請者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様な事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 ※該当する場合のみ	☐
☐	上記の他、市長が必要と認める書類	☐

3 申請事項に係る調査等への同意（□にチェック）

- ☐ 犯罪被害者及び遺族見舞金申請者の住民基本台帳情報の確認を行うことについて同意します。
- ☐ 犯罪被害者の被害状況を警察に照会することについて同意します。
- ☐ 犯罪被害者及び遺族見舞金申請者が、藤岡市暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないことについて、警察に照会することについて同意します。
- ☐ 遺族見舞金申請者である私が、藤岡市犯罪被害者見舞金支給要綱第4条第2項に規定する第一順位の遺族（遺族間での協議で決定された代表者を含む。）で相違ありません。また、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し市に一切の迷惑をかけません。
- ☐ 藤岡市犯罪被害者見舞金支給要綱第5条各号に該当しません。

上記の申請内容に間違いありません。

（署名）

様式第2号（第6条関係）

（表）

犯罪被害者等重傷病見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号
被害者との続柄

重傷病見舞金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

犯罪被害者	フリガナ 氏名		
	生年月日	年 月 日生	
	被害当時の住所		
被害の概要	罪名 ※不明の場合は記載不要		
	受けた犯罪行為の内容		
	被害年月日	年 月 日	
	被害場所		
	事件捜査担当警察署	警察署	
	重傷病の状態及び療養に 要する期間		
	被害届	受理番号等 ※わかる方は記入	
		被害届提出日	年 月 日
他の地方公共団体からの見舞金と同種の支給の有無		有 ・ 無	
犯罪被害者と加害者との家族関係の有無		有 ・ 無	
犯罪被害者等による犯罪被害行為誘発等の有無		有 ・ 無	

(裏)

2 添付書類（次のうち必要なもの）

添付	必要書類	確認
☐	犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の住所を証明できる書類	☐
☐	犯罪等による重傷病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書	☐
☐	上記の他、市長が必要と認める書類	☐

3 申請事項に係る調査等への同意（□にチェック）

- ☐ 犯罪被害者の住民基本台帳情報の確認を行うことについて同意します。
- ☐ 犯罪被害者の被害状況を警察に照会することについて同意します。
- ☐ 犯罪被害者及び申請者が、藤岡市暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないことについて、警察に照会することについて同意します。
- ☐ 藤岡市犯罪被害者見舞金支給要綱第5条各号に該当しません。

上記の申請内容に間違いありません。

（署名）

様式第3号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

藤岡市長

図

犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請がありました見舞金について、藤岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給します。

見舞金の種類 ☐ 遺族見舞金
☐ 重傷病見舞金

支給金額 円

2 支給できません。

（理 由）

様式第4号（第9条関係）

犯罪被害者等見舞金請求書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

請求者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で支給決定を受けた（遺族・重傷病）
見舞金について、次のとおり請求します。

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協						
支店名	本店・支店・支所・出張所						
預金種別	1 普通 2 当座						
口座番号							
口座名	フリガナ						
	漢 字						

※口座番号、口座名等が分かる通帳のコピーを添付してください。

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

藤岡市長

回

犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で支給決定をした（遺族・重傷病）見舞金について、次のとおり当該支給決定を取り消したので、藤岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱第 1 0 条の規定により通知します。

取消しの理由

様式第 1 号(第6条関係)

様式第 2 号(第6条関係)

様式第 3 号(第8条関係)

様式第 4 号(第9条関係)

様式第 5 号(第10条関係)